平成２３年（フ）第１４８２号
広島市中区大手町３丁目５番３号
債務者　野村建設株式会社
代表者代表取締役　野村　正明
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水憲一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県三木市平田258番地
債務者　カワイ株式会社
代表者代表取締役　河合　　学
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　重徳
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６号
宮崎県日向市大字富高322番地４
債務者　戸高　陽子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　和男
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年４月６日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２６１２号
福岡県古賀市花鶴丘１丁目９番15―103号、前住所福岡県古賀市小竹588番地10
債務者　多田　靖博
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　雅章
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１号
大阪府東大阪市瓢箪山町３番５号　瓢箪山ハイツ406号
債務者　川上　一彦
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３号
山梨県笛吹市一宮町東原172番地
債務者　土屋　琢躬
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
奈良県天理市柳本町1228番地
債務者　山本　　寛
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　勝也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４３号
愛知県豊橋市曙町字宮前８番地１　１－１Ｃ
債務者　渡辺　芳彦
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由田　恭子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４４号
大阪府柏原市大字高井田1594番地の５
債務者　根本　雪男
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
金沢市小立野５丁目１番12号
債務者　今井　　豊
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　明子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９号
金沢市緑が丘３番12号
債務者　岡田　忠之
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　博繁
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１５号
静岡県伊東市八幡野245番地の９
債務者　野田　篤子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　亮子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
茨城県古河市諸川1118番地７　黒須アパート５号
債務者　石井　之江
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　純
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６６号
東京都青梅市長淵５丁目559番地グレースマンション101
債務者　堀切富貴男
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部